

## 特別区自治情報・交流センター公式ツイッター運用ポリシー

令和2年12月21日決定

### (目的)

第1条 このポリシーは、特別区自治情報・交流センター（以下「センター」という。）がツイッター（Twitter）を、広く一般に向けて、特別区の自治及び特別区自治情報・交流センターに係る情報を発信し、特別区に係る普及啓発を行う情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用し、140字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段
- (2) 公式ツイッター 特別区協議会事業部調査研究課が設置・運用するユーザー名から発信するツイッター
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
- (4) ツイート ツイッターに文章を投稿する行為及び投稿された文章
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信すること
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用してツイートすること
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように、当該ユーザーのアカウントを登録すること

### (運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は公益財団法人特別区協議会事業部調査研究課（以下「調査研究課」という。）とし、アカウントの管理、ツイートの発信は、同課が行う。

2 ユーザー名は、「@tokubetsukuma23」とする。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 調査研究課は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、特別区協議会ホームページに明示する。

### (アカウントの運用主体、発信内容の明示)

第5条 本運用ポリシーで定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(発信内容)

第6条 公式ツイッターでは、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 特別区の自治に関する情報
- (2) センター利用案内に関する情報
- (3) イベント・展示に関する情報
- (4) その他必要と認める情報

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 公式ツイッターは、情報提供の手段として運用するため、原則として調査研究課のツイートによる情報発信のみを行う。

2 リプライ、リツイート及びフォローは原則として行わない。例外として、国、地方公共団体又は大学など公共性の高い機関に限り、フォローのみ行う。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンク先は、原則として特別区協議会ホームページ及び特別区自治・情報交流センターのみとする。ただし、国、地方公共団体又は公共性の高い機関等が開設したホームページについては、必要に応じて記載することができる。

(その他)

第9条 その他、このポリシーの実施について必要な事項は、特別区協議会事務局長が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和3年1月1日から施行する。